

次のとおり、公募により企画提案を募集し、その内容を審査して最良の提案をした者を選定し随意契約の相手方の候補者とする手続（以下「公募型プロポーザル方式」という。）を実施する。

令和4年（2022年）2月22日

北海道教育委員会教育長 倉本博史

1 公募型プロポーザル方式に付す事項

- (1) 業務名
SNSを活用した相談業務
- (2) 業務の目的
若者の通信手段が電話からSNSに移行していることを踏まえ、いじめを含めた様々な悩みを抱える生徒の「相談したい気持ち」に応えるため、SNSによる相談を実施する。
- (3) 業務内容
別紙「SNSを活用した相談業務公募型プロポーザル企画提案指示書」による。
- (4) 契約期間
令和4年（2022年）4月中（契約締結日）から令和5年（2023年）3月31日まで

2 公募型プロポーザル方式に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- (1) 複数の法人による連合体（以下「コンソーシアム」という。）又は単独法人とする。
- (2) コンソーシアムの構成員及び単独法人は、次の要件を全て満たしていること。
 - ア 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に基づく特定非営利活動法人（以下「特定非営利活動法人」という。）、その他法人又は法人以外の団体であること。
ただし、宗教団体や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団若しくは暴力団の統制下にある団体を除く。
 - イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号に掲げる者でないこと。
 - ウ 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。
 - エ 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
 - オ 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札等への参加を除外されていないこと。
 - カ 暴力団関係事業者等でないこと。
 - キ 次に掲げる税を滞納している者でないこと。
(ア) 道税（個人道民税及び地方消費税を除く。以下同じ。）（道に納税義務がない場合は除く。）
(イ) 本店が所在する都府県の事業税（道税の納税義務がある場合は除く。）
(ウ) 消費税及び地方消費税
 - ク 次に掲げる届出の義務を履行していない者でないこと。（当該届出の義務がない場合を除く。）
(ア) 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出
(イ) 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出
(ウ) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出
 - ケ 一般財団法人日本情報経済社会推進協会（JIPDEC）から付与されるプライバシーマーク又はISO/IEC27001を取得していること。
 - コ コンソーシアムの構成員が単独法人又は他のコンソーシアムの構成員として、このプロポーザルに参加する者でないこと。

3 参加資格の審査

- (1) 公募型プロポーザル方式に参加しようとする者は、アからオまでに定めるところにより、2に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。
 - ア 提出書類
資格審査申請書及び添付書類
 - イ 提出部数
1部
 - ウ 提出期限
令和4年（2022年）3月9日（水） 午後5時00分まで
 - エ 提出方法
持参又は郵送（書留郵便に限る。）によること。
なお、持参する場合の受付時間は、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く毎日午前9時00分から午後5時00分までとする。

また、ひとつのコンソーシアム又は単独法人等が、本業務に対して複数の提案をすることは認めない。

オ 提出場所

下記9の場所に提出すること。

(2) 審査を行ったときは、審査結果を通知する。

4 企画提案説明書の交付に関する事項

(1) 交付期間

令和4年(2022年)2月22日(火)から令和4年(2022年)3月22日(火)まで。

なお、下記9の場所における交付時間は、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く毎日午前9時00分から午後5時00分までとする。

(2) 交付場所

下記9の場所において交付するほか、北海道教育委員会のホームページ(<http://www.dokyoj.pref.hokkaido.lg.jp/>)でダウンロードすることができる。

5 企画提案書の作成方法、提出部数、期限、方法及び場所

(1) 作成方法

「SNSを活用した相談業務公募型プロポーザル企画提案書作成要領」によること。

(2) 提出部数

15部

(3) 提出期限

令和4年(2022年)3月23日(水) 午後5時00分まで

(4) 提出方法

持参又は郵送(書留郵便に限る。)によること。

なお、持参する場合の受付時間は、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く毎日午前9時00分から午後5時00分までとする。

また、ひとつのコンソーシアム又は単独法人等が、本業務に対して複数の提案をすることは認めない。

(5) 提出場所

下記9の場所に提出すること。

6 提案の無効

公募型プロポーザル方式に参加する者に必要な資格を有しない者の提出した提案は無効とする。

7 最良の提案をした者の選定方法

あらかじめ定めた審査基準及び審査方法により、提出された提案書を評価し、最良の提案をした者(以下「特定者」という。)を選定する。

8 契約手続

特定者を見積書徴取の相手方に決定したときは、別途財務会計法令の規定により契約手続を行う。

9 公募型プロポーザル方式に関する事務を担当する組織

(1) 名称

北海道教育庁学校教育局生徒指導・学校安全課 企画・調整係

(2) 所在地

北海道札幌市中央区北3条西7丁目 道庁別館8階

(3) 連絡先

担 当：佐藤

電 話：011-204-5755(直通)

F A X：011-272-1234

10 その他

(1) 企画提案書の作成及び提出に要する費用は、提案者の負担とする。

(2) 審査結果及び特定者名は、公表する。

(3) プロポーザル審査会において、企画提案書に関するヒアリングを実施する。

なお、ヒアリングの日時、場所及び実施方法等については、別途通知する。

(4) 詳細は、「SNSを活用した相談業務公募型プロポーザル企画提案説明書」による。